

カード紛失にかかる休日・夜間時の受付について

お客様がETCコーポレートカードを紛失・盗難等された場合は、原則、窓口の営業時間内に紛失届の提出をいただいておりますが、営業時間外（休日又は夜間）に紛失や盗難された場合の緊急時については、専用FAXにて受付を行っておりますので、紛失届（休日・夜間専用）（裏面参照）に必要事項を記入のうえ、下記番号までFAXをお送りいただきますようお願いいたします。

届出いただいた翌日のご利用分から請求データより削除いたします。

なお、FAXで届出をされる際には以下の点にご注意下さい。

《注意事項》

1. FAXで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に当社からお客様へ確認の連絡を致します。当社からの連絡がない場合は、FAXが届いていない可能性もありますので、再度、窓口への連絡をお願いします。また、FAXが届いていない場合、記載内容に誤りがある場合には緊急の処理は行えませんので、ご了承ください。
2. FAXで届出をされた場合でも、別途、必ず窓口への紛失届（別記様式8）の提出をお願いします。紛失届（別記様式8）の提出がないときは、FAXでの届出を無効とさせていただくことがあります。
3. 事業協同組合の場合は、原則として組合事務局からの届出としますが、やむなく組合員からの届出となった場合においても、別途提出していただく紛失届（正）は必ず組合事務局からの提出をお願いします。

NEXCO 中日本 東京支社 ETCコーポレートカード係
紛失届受付専用FAX番号 03-5776-5680

（番号はおかけ間違いのないようにご注意ください。）

ETCコーポレートカード紛失届(休日・夜間専用)

中日本高速道路株式会社
東京支社長 殿

① 届出年月日	年 月 日																				
② 紛失したETCコーポレートカードの番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				
③ おところ	〒 番 ()																				
④ お名前	印																				
⑤ 紛失年月日	年 月 日																				
⑥ 理由	紛失 盗難 滅失()																				
⑦ 状況	車両番号																				
⑧ 組紛失合され員た	おところ	〒 番 ()																			
	お名前																				

(注)④…法人である場合、法人名及び代表者名を記入して下さい。
⑦…紛失されたときの状況を、なるべく詳しく記入して下さい。
⑧…事業協同組合である場合のみ記入して下さい。

※FAXで届出をされる場合に記入願います。

届 出 者	ご連絡先	〒 ()
	お名前	

《注意事項》

1. FAXで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に当社からお客様(届出者が事業協同組合の組合員様の場合は、組合事務局様)へ確認の連絡を致します。当社からの連絡がない場合は、FAXが届いていない可能性もありますので、再度、当社への連絡をお願いします。また、FAXが届いていない場合には緊急の処理は行えませんので、ご了承ください。
2. FAXで届出をされた場合でも、別途、必ず当社への紛失届(正)の提出をお願いします。紛失届(正)の提出がないときは、FAXでの届出を無効とさせていただくことがあります。
3. 事業協同組合の場合は、原則として組合事務局からの届出としますが、やむなく組合員からの届出となった場合においても、別途提出していただく紛失届(正)は必ず組合事務局からの提出をお願いします。